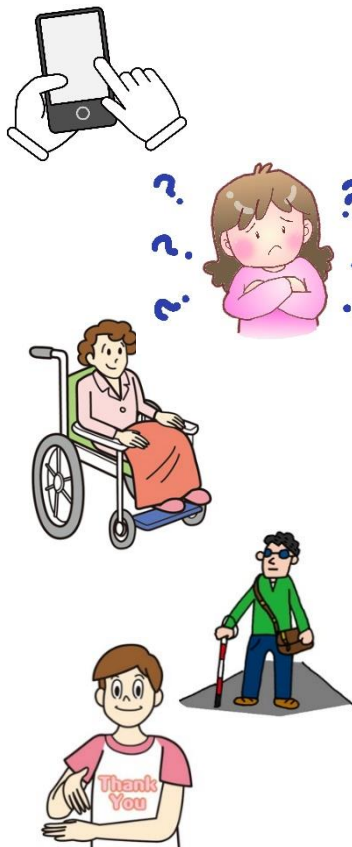


教職員のための アクセシビリティ・サポートの手引き 2017

合理的配慮と広島大学の修学支援



1. 障害者差別解消法と合理的配慮
2. 職員対応要領と留意事項
3. 広島大学の支援体制
4. 支援申請制度と合格後相談
5. 「配慮願い」と関係教職員による合理的配慮・調整
6. 試験の特別措置
7. 修学支援の流れ
8. 支援申請学生の支援ニーズ
9. アクセシビリティに関する講座
10. 資料

広島大学アクセシビリティセンター

1. 障害者差別解消法と合理的配慮

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」（以下、障害者差別解消法）では、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止することに加えて、行政機関等には「合理的配慮」を行うことを義務付け、事業者には努力義務を課しています。広島大学は行政機関等に含まれます。

障害者差別解消法 第7条

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

合理的配慮の考え方

日本政府は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の中で、合理的配慮について下記のように述べています。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

また、合理的配慮の手段・方法に関しては、

- ① 過重な負担を課さない範囲で、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであること
- ② 合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであること

としています。

2. 職員対応要領と留意事項

[障害者差別解消法（第9条）](#)では、行政機関の長及び独立行政法人等に対して、行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領「[対応要領](#)」を定めること（地方公共団体等に対しては努力義務）を課しています。広島大学では

- 国立大学法人広島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する[職員対応要領](#)
- 国立大学法人広島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領における[留意事項](#)

を定め、その内容を公式ホームページで公開しています。

<https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/initiatives/sabekai>

職員対応要領（広島大学）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する「目的」「定義」「基本的な考え方」「推進体制」「監督者の責務」「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」「相談体制の整備」「研修・啓発」「懲戒処分」の各事項が定められています。

職員対応要領における留意事項（広島大学）

- 内容
- 第1 [不当な差別的取扱い](#)に当たり得る[具体例](#)
 - 第2 [合理的配慮](#)に該当し得る配慮の[具体例](#)

1 差別的取扱い例

- 合理的配慮を受けたことを理由に[評価](#)に[差](#)をつけること
- 障害があることを理由に、入学、受講、研修への参加等を[拒否](#)すること

2 合理的配慮の例

- 必要に応じて、施設利用の[場所](#)や[時間](#)を[調整](#)すること
- 授業、研修、実習等で使用する[資料](#)を[事前](#)に提供すること
- 必要に応じて、[コミュニケーション](#)上の[配慮](#)を行うこと
- [公平性](#)の観点から[柔軟な評価方法](#)を検討すること

3. 広島大学の支援体制

修学支援の基本方針

広島大学では

- すべての学生に同一で質の高い教育を保障する。
- 評価の公平性を担保する。

を基本方針とし、障害のある学生（以下、障害学生）に対する修学上のアクセシビリティに関する合理的な配慮・調整・支援を行っています。

障害学生の定義（広島大学）

「広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則」では、障害学生を下記のように定義しています。

「障害学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

広島大学の支援体制

「広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則」では、広島大学の支援体制について

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

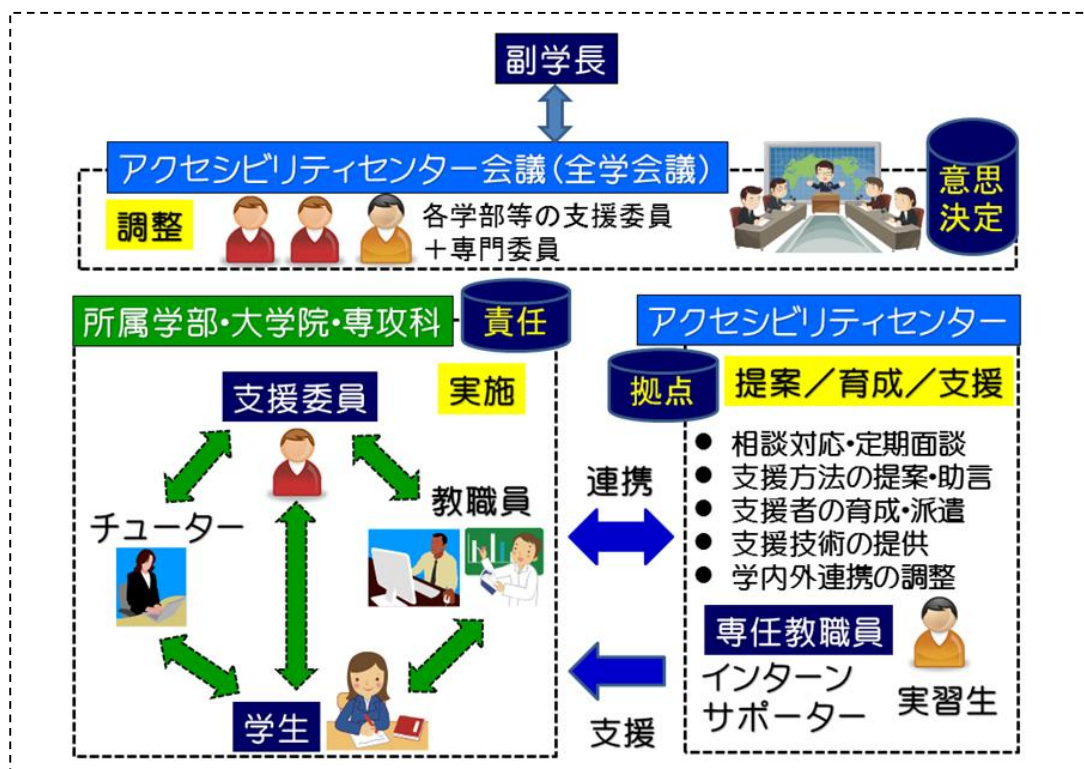
と定めています。

全学的な支援体制

組織	主な機能
アクセシビリティセンター会議	<ul style="list-style-type: none"> 各研究科の支援委員＋専門委員で構成する全学会議 修学支援に関する全学的な合意形成の場
所属学部・研究科・専攻科	<ul style="list-style-type: none"> 当該学生が所属する部局 当該学生に対する修学支援の主たる責任を担う
授業開講部局	<ul style="list-style-type: none"> 開講する授業に関する責任を担う
アクセシビリティセンター	<ul style="list-style-type: none"> 専任教員・コーディネーターを配置し、支援に関する助言・調整・提案・リソースの提供を行い、部局の取り組みを支援する。

支援委員（アクセシビリティセンター会議委員）

- 支援委員は、部局における支援の要として、部局間、障害学生・教職員・アクセシビリティセンター間の交渉・連絡・調整を行い、関係教職員に「配慮願い」（障害学生のニーズや留意事項）を伝達します。
- アクセシビリティセンター会議委員として、各部局（学部・研究科・専攻科）から1名支援委員（教員）が選出されます。



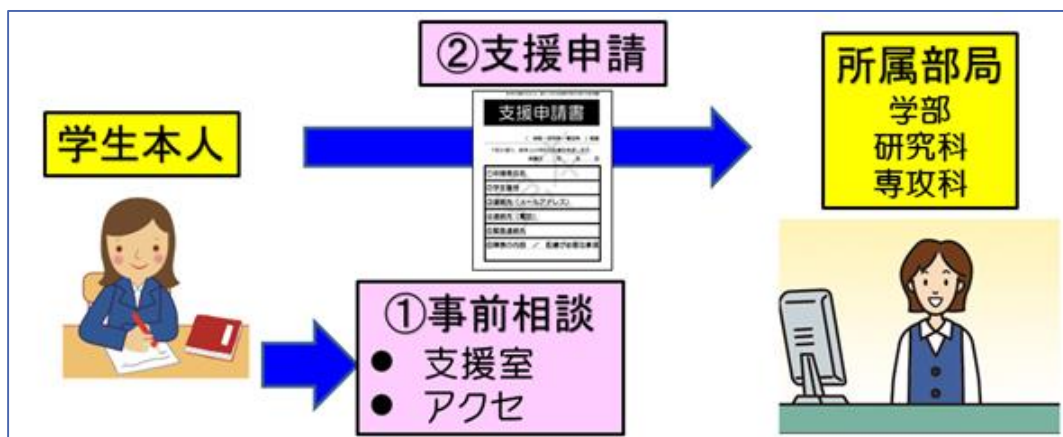
4. 支援申請制度と合格後相談

支援の申請

広島大学では、身体の障害等により、修学上の困難や不自由がある学生は、修学に関する[支援の申請](#)を行うことができます。

✓ 本人が所属する部局の支援室又はアクセシビリティセンターで[事前相談](#)を行います。

- ① 支援の申請を希望する人は、[アクセシビリティセンター](#)の説明と助言を受けて、[申請書](#)を作成します。
- ② [アクセシビリティセンター](#)で作成した[申請書](#)に、障害があることを[証明する書類](#)（障害者手帳の写し又は診断書）を添付して、本人が[所属部局](#)（学部、研究科、専攻科）に提出します。



合格後相談

- [支援の申請が提出](#)された場合、申請学生の[所属部局](#)（学部、研究科、専攻科）は[合格後相談](#)を開催します。
- 合格後相談では、[支援申請内容](#)と[合理的配慮の対応方針](#)等の確認が行われます。
- 合格後相談には、[学生本人](#)、[所属部局の支援委員・チューター・支援室職員](#)及び[アクセシビリティセンター教職員](#)に加えて必要に応じて、教養教育関係教職員、保健管理センター教員等が出席します。
- [合格後相談の開催が困難又は適当でない](#)場合は、所属部局は[関係者協議](#)を行い支援申請内容と合理的配慮の対応方針について確認を行います。
- [所属部局](#)は、[合格後相談の結果](#)を[アクセシビリティセンター長](#)に報告します。

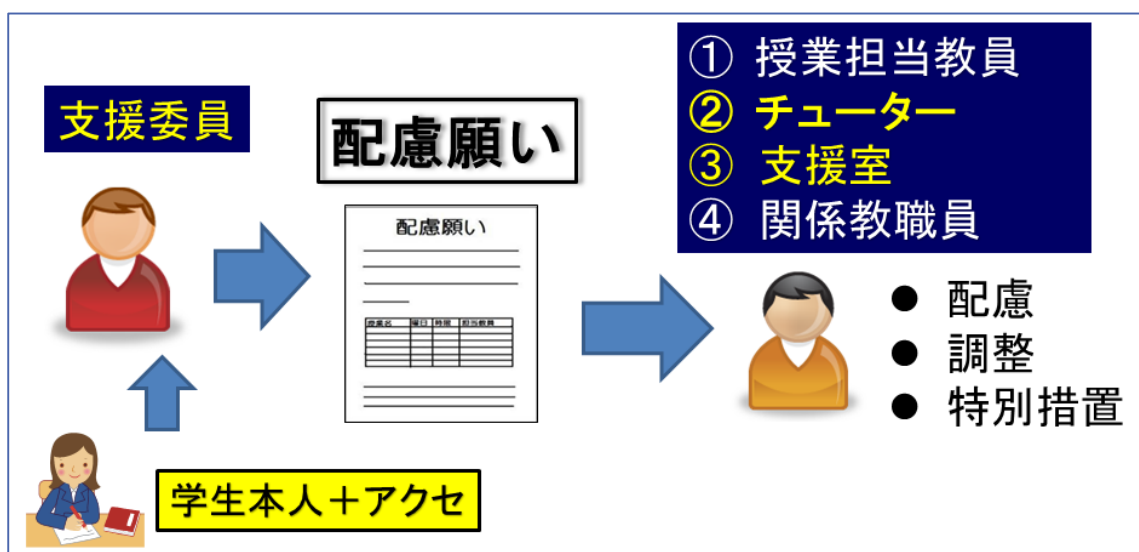
5. 「配慮願い」と関係教職員による合理的配慮・調整

「配慮願い」の通知

- 身体等に障害がある学生に対する配慮の内容は、当該支援委員（アクセシビリティセンター会議委員）から、授業担当教員及び関係教職員に「配慮願い」という文書で通知されます。「配慮願い」には、①障害の内容②配慮を必要とする授業名③合理的配慮の内容④相談窓口 等が記載されています。
- 授業担当教員や関係教職員は「配慮願い」の内容に沿って、合理的な配慮や調整、特別措置等を行います。

「配慮願い」通知までの流れ

- ① 配慮願いの内容は、学生本人にアクセシビリティセンターが聞き取りを行いながら原案を作成します。
- ② 配慮を希望する学生本人は、アクセシビリティセンターで作成した「配慮願い」の原案に「配慮願い」を通知してほしい教職員に連絡先リストを添えて、支援委員の先生に「配慮願い」の送付依頼を行います。
- ③ 「配慮願い」は、当該支援委員から配慮を希望する授業の授業担当教員とチューター（指導教員）と当該支援室及び必要に応じて保健管理センター等へ送付されます。



6. 試験の特別措置

試験の特別措置

広島大学では、[公平な評価](#)を行うために、「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）」を定め、重要事項の文書伝達や時間延長等の[試験の特別措置](#)を実施しています。

試験の特別措置の対象

[所属部局](#)（学部，研究科，専攻科）に対する[支援の申請](#)が認められ，所属部局が試験等の[特別措置の必要性を認めた](#)学生に対しては，試験の特別措置が実施されます。

試験の特別措置申請の流れ

- ① 試験の特別措置申請書は、[アクセシビリティセンター](#)が「[内容確認](#)」を行い、[本人](#)が作成します。
- ② 試験の特別措置申請書には、[チューター](#)又は[所属部局の支援委員](#)の[署名・捺印](#)が必要になります。
- ③ [本人](#)が[所属部局](#)に「[試験の特別措置申請書](#)」を提出します。
- ④ [所属部局](#)から[授業開設部局](#)に「試験の特別措置申請書」の内容が[通知](#)されます。
- ⑤ [授業開設部局](#)は、[当該教員](#)に措置申請への[対応について「照会」](#)し、[「措置内容」](#)を[取りまとめ](#)ます。
- ⑥ [授業開設部局](#)から「[措置内容決定通知書](#)」を[本人](#)及び[当該教員](#)に、原則、[試験実施日 1 週間前までに通知](#)します。
- ⑦ [試験の特別措置を実施](#)します。
- ⑧ [授業開設部局](#)は「[特別措置状況報告書](#)」を[アクセシビリティセンター長](#)に提出します。

ガイドライン

アクセシビリティセンター会議は、「広島大学 障害のある学生に対する[試験等の特別措置に関するガイドライン](#)」を定めその内容を Web で公開しています。

http://www.achu.hiroshima-u.ac.jp/?page_id=2475

7. 修学支援の流れ



支援の流れ	概要
1. 支援の申請	本人が、 所属部局の窓口（学生支援） へ支援申請書を提出します。
2. 合格後相談	本人と支援関係者の中で支援のニーズと支援の方向性を確認します。
3. 「配慮願い」の通知	当該支援委員から、関係教職員に 授業に関する配慮事項 を文書で通知しています。
4. 試験の特別措置申請	試験の特別措置を希望する場合は、履修登録確定後速やかに「 試験の特別措置申請 」を所属部局に提出します。 特別措置申請には、 チューター 又は 支援委員 の押印が必要になります。
5. 合理的配慮・調整・支援の実施	合理的 な内容の、関係教職員の 配慮・調整 、 情報支援 、 教材支援 、 学習支援 、 学内生活支援 、 特別措置 などを実施します。
6. 試験の特別措置	公平な評価 を行うために、必要に応じて時間延長などの 特別措置 を講じます

8. 支援申請学生の支援ニーズ

障害の内容

過去15年間に広島大学で支援の申請が行われた、障害の内容には、

視覚障害（盲，弱視，視覚過敏等），聴覚障害（聾，難聴，聴覚過敏等），運動機能障害（上肢，下肢，脊椎損傷，筋ジストロフィ，脳性まひ等），精神障害（気分障害，対人不安等），発達障害（注意欠如，自閉スペクトラム症，学習障害等），高次脳機能障害，内部障害（心臓，直腸等），難病，等があります。

過去15年間に支援申請があった障害の例

障害の種類	配慮が必要な障害の内容
視覚の障害	視力障害／視野障害／色覚障害／視覚過敏／全盲／盲／夜盲／羞明
聴覚の障害	感音性難聴／聾／聴覚情報処理／聴覚過敏
運動機能の障害	上肢／下肢／筋力／車いす／杖歩行
精神・発達の障害	注意障害／コミュニケーション／想像力の障害／読字・書字障害／遂行障害／不安障害／過緊張／体調の不安定／
高次脳機能障害・内部障害・難病	記憶障害／想像力の障害／遂行障害／体調の不安定

合理的な配慮・支援の例

履修・学習・学生生活に関する合理的配慮・支援の例

配慮例	障害例
<ul style="list-style-type: none"> ● 個別に履修相談・学習上の助言を行う。 ● 個別にスケジュール確認を行う。 ● 学生チューター（助言者）を配置する。 	視覚，聴覚，運動機能， 発達，精神，内部，難病， 高次脳機能
<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドヘルプ（移動・手続き介助）を行う。 	視覚，運動機能

授業・教材に関する合理的な配慮・支援の例

配慮例	障害例
<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーション上（場所，時間，話し方，心的負担等）の配慮・調整を行う。 ● グループワークの調整（グループ構成等）を行う。 ● 教室変更，休講，補講，試験日，提出物等の予定を，可能な限り早めに電子掲示板（もみじ）で告知する。 ● 必要に応じて，座席の調整・指定を行う。 ● 必要に応じて，録音を許可する。 ● 必要に応じて，支援機器，福祉用具の使用を許可する。 ● 必要に応じて，ポイントテイク（代筆）を行う。 ● 必要に応じて，介助者を配置する。 	視覚，聴覚， 運動機能， 発達，精神， 内部，難病， 高次脳機能
<ul style="list-style-type: none"> ● 重要事項（期限，手順，禁止事項等）は文書で伝える。 ● 「これ」「それ」等の指示語を具体的な説明に置き換える。 ● 抽象的な表現が伝わりにくい場合は，具体的な表現に置き換える。 	視覚，聴覚， 発達
<ul style="list-style-type: none"> ● 明るさ等，視認しやすい環境に配慮する。 ● 視認が必要な情報は，具体的に口頭で伝える。 ● 映像分岐やハンドアウトの配布など，手元で資料を確認できるようにする。 ● 教材・配布資料の拡大資料を用意する。 ● 必要に応じて，教材の点訳資料を用意する。 	視覚
<ul style="list-style-type: none"> ● 口話に配慮し，必要に応じて筆談を行う。 ● 音声分岐や補聴用マイクの使用等，耳元でクリアな音声を聞けるように配慮する。 ● 教材音声の代替テキスト（解説，字幕等）を用意する。 ● 必要に応じて，ノートテイク（筆記通訳）を行う。 	聴覚
<ul style="list-style-type: none"> ● 途中退室や授業中の服薬に配慮する。 	内部，難病， 精神
<ul style="list-style-type: none"> ● 教材をテキストデータで提供する。 	視覚，発達， 運動機能

9. アクセシビリティに関する講座

オンラインアクセシビリティ講座の受講方法

Bb9 にログイン

(2) Bb9 にログインすると、

- **【ALP】オンラインアクセシビリティ講座20・・・**

が公開されています。（・・・には内容更新年度が入ります。例:2017）

オンライン講座は「導入編」と「基礎編」があり、各6章からなるテキストと、確認テストで構成されています。



アクセシビリティリーダー資格

広島大学では、「アクセシビリティリーダー育成プログラム」を推進しています。

- 当該年度のオンラインアクセシビリティ講座導入編・基礎編を修了すると、[2級アクセシビリティリーダー認定試験](#)を無料で受験できます。
- また、当該年度のオンラインアクセシビリティ講座導入編・基礎編と、当該年度を含む直近5年以内にアクセシビリティセンターが指定する30時間以上の研修と15時間以上の演習を修了していれば、[1級アクセシビリティリーダー認定試験](#)を無料で受験できます。
- 指定研修・演習の詳細内容・日程は、「いろは」でお知らせしています。



10. 資料

障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府）

- <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

職員対応要領（広島大学）

- <https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/initiatives/sabekai>（PDF）

学内規則・指針

アクセシビリティセンターHP>支援のてびき

- http://www.achu.hiroshima-u.ac.jp/?page_id=359

から下記の学内規則・指針を参照できます。

- 広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則
- 身体等に障害のある者の入学者選抜及び就学等に関する相談の指針
- 身体等に障害のある者の入学者選抜及び就学等に関する相談の指針の運用にあたっての留意事項
- 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)
- 広島大学 障害のある学生に対する試験等の特別措置に関するガイドライン

問い合わせ

〒739-8514 広島県東広島市鏡山 1-7-1 広島大学

[「アクセシビリティセンター」](#) (学生プラザ2階)

電話：082-424-6324

メール：achu@hiroshima-u.ac.jp

URL：<http://www.achu.hiroshima-u.ac.jp/>

利用時間：月～金 10：00 - 17：00